

平成31年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月15日（金曜日）

平成31年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成31年3月15日（金曜日）

議事日程 第2号

平成31年3月15日（金曜日）午後1時07分開議

- 日程第 1 同意第 1号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 同意第 2号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 3号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 4号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 5号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 6号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 7号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 8号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 9号 甘楽町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第1 同意第10号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 同意第11号 甘楽町公平委員会委員の選任について
- 追加日程第3 同意第12号 甘楽町公平委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 議案第 8号 甘楽町手話言語条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 甘楽町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 甘楽町農家レストランの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 甘楽町多世代サポートセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 甘楽町子育て世代包括支援センター条例の制定について

- 日程第 18 議案第 15 号 甘楽町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 18 号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 19 号 甘楽町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 20 号 甘楽町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 21 号 甘楽町ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 25 議案第 22 号 甘楽町地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 31 年度甘楽町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 31 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 31 年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 31 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 31 年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 28 号 平成 31 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 31 年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第 33 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第 34 議員派遣の件について
- 日程第 35 一般質問 第 1 番 富岡朝男（子どもと高齢者の交通安全対策を）
 第 2 番 相川忠夫（町の水道事業について）
 第 3 番 山田邦彦（国保税の減税を など）
 第 4 番 山田邦彦（防災広場の設置などについて）
 第 5 番 山田邦彦（外国人労働者支援などについて）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12人）

1番	黒澤篤君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長（健康課長事務取扱）	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者（会計課長）	大河原敦子君
総務課長	富田浩君	企画課長	田村昌徳君
住民課長	三木保広君	産業課長	齋藤淳二君
建設課長	小澤嗣生君	水道課長	関口幸美君
学校教育課長	山崎ひづる君	社会教育課長	岩崎佳孝君

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	阿部愛
------	------	----	-----

○開 議

午後 1 時 0 7 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、同意第 1 号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、只今同意されました下山明美君から発言を求められておりますので、これを許します。

下山明美君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔下山明美君入場〕

◇教育委員会委員（下山明美君） このたび教育委員任命にご同意いただきまして、ありがとうございます。

大変微力ではございますが、町の教育振興を図るために、努力してまいりたいと思いますので、皆様のご指導をよろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございました。

〔下山明美君退席〕



○日程第 2 同意第 2 号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 同意第 2 号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第2、同意第2号から日程第10、同意第10号までは、いずれも甘楽町農業委員会委員の任命についての議案であります。

既に、全議案の提案説明が終了しております。いずれも、質疑・討論の通告がありませんので、順次採決をいたします。

日程第2、同意第2号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○日程第3 同意第3号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第3、同意第3号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○日程第4 同意第4号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第4、同意第4号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○日程第5 同意第5号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第5、同意第5号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○日程第6 同意第6号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第6、同意第6号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○日程第7 同意第7号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、同意第7号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○日程第8 同意第8号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第8、同意第8号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○日程第9 同意第9号 甘楽町農業委員会委員の任命について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第9、同意第9号 甘楽町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ただいま農業委員に同意されました皆さんから発言を求められておりますので、これを許します。

〔農業委員会委員8名 入室〕

◇議長（佐俣勝彦君） 初めに、田村英志君、その場でご挨拶をお願いいたします。

◇農業委員会委員（田村英志君） ただいま茂原町長よりご推薦をいただき、甘楽町農業委員会委員に承認されました、小幡地区の田村英志です。甘楽町農業の振興に努めますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、遠田稔君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（遠田 稔君） こんにちは。同じく任命していただいた、6区国峰地区の遠田稔と申します。よろしくをお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、田村尚志君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（田村尚志君） 秋畑地区の田村尚志です。よろしくお願ひします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、深澤信嘉君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（深澤信嘉君） 福島、小川地区の深澤信嘉です。よろしくお願ひします。地域の農業振興とともに地域とのパイプ役を担えて行けたらと思っています。よろしくお願ひします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、吉田正一君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（吉田正一君） 22区、23区の2区を担当することになりました吉田正一と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、山崎利巳君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（山崎利巳君） ただいま農業委員として承認いただきました新屋地区の山崎利巳です。農業委員は農地を守るということで、それを第一に考え甘楽町の農業振

興に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、井上義久君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（井上義久君） 先も言ったとおり、私は農業をやって50年、農業振興にずっとやってきたんですけれども、また承認していただいたので、また改めて農業を推進していきますのでよろしくお願いいたします。天引の井上義久です。よろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて、新井良枝君、お願いいたします。

◇農業委員会委員（新井良枝君） 先ほどご承認いただきました、農業委員の中間委員としてご承認いただきました新井良枝と申します。食の基本は農業にあります。人間にとって食べることがまず第一なので、その大切な農業のために農業の振興、それから安定した経営ができますように協力できればと思っていますのでよろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。退席をお願いいたします。

〔農業委員会委員8名 退室〕

◇議長（佐俣勝彦君） 日程の追加についてお諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、同意第10号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから追加日程第3、同意第12号 甘楽町公平委員会委員の選任についてまでを議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第1、同意第10号から追加日程第3、同意第12号までを議題とすることを決定しました。

○追加日程第1 同意第10号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、同意第10号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 同意第10号、甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て。下記の者を甘楽町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第42条第3項の規定により、町議会の同意を求める。

記。住所、甘楽町大字金井■■■■番地■。氏名、吉田宝。生年月日、昭和■■■年■■■月■■■日。平成31年3月15日提出。甘楽町長茂原莊一。

提案理由。甘楽町固定資産評価審査委員会委員、大工原春男氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため。次ページに経歴書がございますのでご覧いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○追加日程第2 同意第11号 甘楽町公平委員会委員の選任について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第2、同意第11号 甘楽町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 同意第11号、甘楽町公平委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、町議会の同意を求める。

記。住所、甘楽町大字金井■■■■番地。氏名、横尾勲。生年月日、昭和■■■年■■■月■■■日。平成31年3月15日提出。甘楽町長茂原莊一。

提案理由。甘楽町公平委員会委員、小柏政美氏が平成31年5月11日をもって任期満了となるため。横尾勲氏の経歴書につきましては次ページに記載のとおりでありますのでよろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、只今同意されました横尾勲君から発言を求められておりますので、これを許します。

横尾勲君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔横尾勲君入場〕

◇公平委員（横尾勲君） ただいま茂原町長のご推薦をいただきまして議会の同意をいただきました横尾勲です。初めての公平委員となりますが、甘楽町の発展のため鋭意努力されている茂原町長と、町民の奉仕者として一生懸命頑張っている職員の方々が良い環境で気持ちよく働ける職場づくりを引き続きお願いし、職員から勤務条件等に関する審査請求等があった場合は、中立的な立場で公平公正な審査、判定等に努める所存です。よろしく願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございました。

〔横尾勲君退席〕

◇

○追加日程第3 同意第12号 甘楽町公平委員会委員の選任について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第3 同意第12号 甘楽町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 同意第12号、甘楽町公平委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、町議会の同意を求める。

記。住所、甘楽町大字福島■■■■番地。氏名、田村賢治。生年月日、昭和■■年■■月■■日。平成31年3月15日提出。甘楽町長茂原莊一。

提案理由。甘楽町公平委員会委員、広沢巧治氏が平成31年6月5日をもって任期満了となるため。田村賢治氏の経歴書につきましては次ページに記載のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、只今同意されました田村賢治君から発言を求められておりますので、これを許します。

田村賢治君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

〔田村賢治君入場〕

◇公平委員（田村賢治君） 田村賢治です。ただいま、甘楽町茂原町長よりご推薦いただき、また、ただいま議会のほうで了解をいただきまして初めて公平委員になります。田村賢治です。よろしくお願いいたします。初めての公平委員でございますので、何ができるかちょっと心配なのですが、とても素晴らしい、住みやすい甘楽町、暮らしやすい甘楽町を一生懸命推進して下さる甘楽町町長、それと町長と一体となって議員の皆さん、また、町

の行政の皆さん、これからも素晴らしいまちづくりにして下さるようお願い申し上げます。たまには人間ですから考えがあると思います。時には職員の方と行政の方と問題というんですかね、意見の食い違いが出るとは思いますけれども、その時には公平な立場で、また、現実的な立場でその間に入って公正、また、判定に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

〔田村賢治君退席〕

○日程第10 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第10、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第11 議案第8号 甘楽町手話言語条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第11、議案第8号 甘楽町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第12 議案第9号 甘楽町森林環境譲与税基金条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第12、議案第9号 甘楽町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第13 議案第10号 甘楽町農家レストランの設置及び管理に関する条例の制定
について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第13、議案第10号 甘楽町農家レストランの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第14 議案第11号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議案第11号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終了しております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第11号に反対の立場で討論いたします。この条例は、去年、安倍内閣が採決を強行し成立させたものの一つ。働き方改革関連法による条例

改正です。強行採決は、言うまでもなく少数会派にとっては国民の持つ主権を代表している議員の名誉に対する極端な冒瀆であり、多数派のなかの反対議員に対して行われる党議拘束や、造反への処分とともに代表民主政治を否定する数の暴力の典型。です。今までに行われた「強行採決」は、1965年の日韓条約、そして69年の大学運営臨時措置法などです。

最近、特に安倍政権では連発しています。約50本の法律を行っています。代表的なものを挙げただけでも、2006年には教育基本法、13年に特定秘密保護法、15年には安全保障関連法、16年にTPP承認、17年には介護保険の関連法やテロ等準備罪、これは共謀罪のことですが、そして去年には働き方改革をされています。参議院の定数を6増やす法律、統合型リゾート実施法、水道法の改悪、出入国管理法の改悪、そして働き方改革関連法です。このように国の命運を変えるような重要な法律ばかりです。

今回の働き方改革関連法では、「時間外労働の上限規制の導入」といいますが、内容が伴っていません。いわゆる過労死ラインは、2001年12月に厚生労働省労働基準局の通達がされています。これによると、まず、(1)発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる。(2)発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としています。これに対し今回の法律では、「時間外労働の上限規制の導入と言いながら「残業労働の上限はひと月45時間かつ1年で360時間が原則で、繁忙期には1か月で休日労働を含み100時間未満で、2～6か月の平均で休日労働を含む80時間以内で、1か月45時間の原則を上回るのは1年で6回までの年720時間の残業労働延長ができる。」とされています。政府の出した通達さえも守れないことを法律に入れてしまっています。働く方の生命と健康を守る先頭に立たなければならない町役場が率先して「条例」の中で、まさに「過労死」を認めるようなことは理解できません。以上の理由で反対いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） なければ、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第15 議案第12号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第15、議案第12号 甘楽町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第16 議案第13号 甘楽町多世代サポートセンター条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第16、議案第13号 甘楽町多世代サポートセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第17 議案第14号 甘楽町子育て世代包括支援センター条例の制定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日日程第17、議案第14号 甘楽町子育て世代包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第18 議案第15号 甘楽町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第18、議案第15号 甘楽町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第19 議案第16号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第19、議案第16号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第20 議案第17号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第20、議案第17号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第21 議案第18号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第21、議案第18号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第22 議案第19号 甘楽町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第22、議案第19号 甘楽町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第23 議案第20号 甘楽町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第23、議案第20号 甘楽町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第24 議案第21号 甘楽町ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第24、議案第21号 甘楽町ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第25 議案第22号 甘楽町地域交流センターの指定管理者の指定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第25、議案第22号 甘楽町地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第26 議案第23号 平成31年度甘楽町一般会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第26、議案第23号 平成31年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第23号について反対の立場で討論いたします。本予算は、住民の皆さんの声を聞きながら60周年記念事業を行ったり、若者定住のための施策や、不妊、不育症支援。そして、今年度からの入学準備金の入学前の支給、子ども食堂開始などの子育て支援策。さらに、学校図書館への司書配置など評価できる点はもちろんありますが、子どもは町の宝と言うなら、給食費の無料化や学校のお弁当の日を導入すること、また、育休中の0歳、1歳児保育の実施、そしてイクボス制度の開始などをすぐ行うべきだと考えます。また、住民の皆さんの切実な要望である、住宅リフォーム補助制度、商店リニューアル助成制度や社会教育団体制度の導入。また、消防団の報酬を増額すること、ゴミ袋を他市町村並みへ値下げすること。そして、LGBT条例を制定したり、公営墓地の設置。そして、議員全員が参加し、何年もの時間をかけ人口減少問題を検討した結果、全議員で提案した254バイパスに道の駅の設置などなど、手のついていないものもたくさんあります。

また、環境性能割交付金、幼児教育無償化、プレミアム商品券発行など、この10月から消費税を10%に上げることを前提に組まれています。

消費税増税については、先日、大手通信社が9日、10日両日に行った全国世論調査で、増税反対が前回調査より3.4ポイント増えて54%。賛成は5.1ポイント減って39.9%になったと、報じられています。そもそも消費税は所得が少ない人ほど負担率が高くなるという逆進性があります。これは近代的な税制の中では欠陥と言われるほどひどい制度です。史上空前の儲けを出している大企業や、いわゆる富裕層から応分の税金を集めれば、消費税を上げなくても十分賄えます。

また、社会保障のための財源といますが、消費税増税前、消費税が0%だった1988年度、労働者個人の窓口負担は1割でした。現在は、消費税率8%で3割に増えていきます。高齢者の窓口負担も外来の場合定額で800円だったものが、今は2割から3割。

国民健康保険税の一人当たりの平均が5万6,000円だったのが9万3,000円に跳ね上がっています。また、厚生年金の支給年齢も60歳から65歳に。国民年金の保険料が1か月あたり7,700円から約1万8,000円へとなっています。介護保険料の制度がなかった88年度は負担がなかったわけですが、現在では5,569円。障害者福祉の自己負担も応能負担として9割が無料だったのが、現在は定額で1割負担となっています。社会保障はまさに後退しています。

では集まった消費税はどこに行ったのか、それは主に大企業の減税に消えました。私たちが今までに納めた額は約349兆円です。同時期に法人3税が280兆円減税されています。政府はさらに数兆円の減税を企んでいます。まったく道理がありません。本予算には消費税の増税が含まれているので賛成できません。以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に議席3番、金田倍視君。

◇3番（金田倍視君） 私は、議案第23号 平成31年度甘楽町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成31年度一般会計予算の総額は、52億8,200万円で、前年度と比較しても9.0%の増額となっています。税収は増額となるものの、財源が不足するために、町の貯金である財政調整基金を取り崩した予算ですが、将来的な負担を考慮して町債の借り入れも起債残高が増加しないよう抑制し、財政の健全化にも配慮した編成となっています。

予算の伸びは、重点事業としている甘楽パーキングエリア・スマートインターチェンジ整備事業に加え、織田公園整備が完成の年を迎えることから、国の補助金を活用して仕上げの整備を行うことが要因であります。歴史まちづくり10年計画の最終年度をしめくくる事業であり、文化財の保存を図り、新たな観光名所として期待できるものであります。

さらに、地方創生総合戦略にも盛り込まれた企業支援、創業支援、子育て支援など数多くの事業が計上されています。生活に密着する健康福祉分野では、2年目を迎える「にこにこ甘楽」を拠点に、新たに子育て世代包括支援センターが開設され、妊娠期から出産後の育児までの母子への支援が拡充される予算が計上されております。既存の事業に加えて、さらに子育てしやすい環境が整えられます。議会でも取り上げてきた有害鳥獣対策、社会問題となっている高齢者ドライバーの交通安全対策にも新たな補助制度が導入されるなど、平成31年度一般会計予算は、少子高齢化対策、福祉対策、環境整備、社会資本整備、産業振興、安全安心対策、教育文化振興など、多岐にわたる事業に予算が配分されて

おり、バランスの取れた構成となっています。

厳しい財政状況の中でも、甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」を進める上で、適切な予算であると判断し、賛成といたします。以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第27 議案第24号 平成31年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第27、議案第24号 平成31年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第28 議案第25号 平成31年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第28、議案第25号 平成31年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第25号について反対の立場で討論いたします。

私は、公的介護保険制度は社会保障制度の大切なひとつの柱として位置付けなければならないと思っています。介護保険が始まる前から指摘させていただきましたが、保険料

は年金からは強制的に引かれたりするのに、利用するときには利用料が一割もとられる。いつでも誰でもどこでもサービスが受けられなければいけないのに、他の保険と違って、認定されなければ、サービスが受けられないのです。サービスを受けているときでも保険料が取られます。色々な矛盾があるのが現実です。

介護保険のお世話にならずに済むのは喜ばしいことですが、甘楽町では介護保険の利用率は、全体の約13%です。要するに、ほとんどの人が介護保険料を払うだけで、まったくお世話にならずに一生を終わることが、この間改めて明らかになっています。それなのに保険料は、第1号保険者に対しては一部補助されているものの、基準の第5段階の人で年間6万1,200円と決して安くありません。とくに第1段階の人は、生活保護受給者の方です。民間の保険なら入れないのではと思える人たちですが、公的だからこそ大きな期待があり皆保険だから逃れられない。それがこの保険です。

私は、まず介護保険での国の負担割合を現在の25%から最低でも50%に増やし、保険料や利用料の減額・免除制度を作ること。保険料・利用料のあり方を、支払能力に応じた負担に改めること。例えば第1から第3段階の人の保険料を0円にしたとしても甘楽町中で4,000万円あれば実現可能です。以前のように要介護1・2の人も特別養護老人ホームに入れるようにすることや、介護・医療・福祉の連携で、健康づくりを進め、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備を作ること。そして、福祉は人の立場で、介護労働者の労働条件を守り、改善すること。これが必要だと思います。もし、国や県がやらないようであれば、町独自でも行うべきだと思います。でも、そのプランは示されていません。

日本は、70で古希、77で喜寿、90で白寿など、みんなで一緒に長寿を祝う国を作ってきました。今まで家族や町のために、そして地域のために一生懸命働いていただいた高齢者にもっといい制度にできるはずですが、しかし、本予算はそうになっていませんので反対致します。

◇議長（佐俣勝彦君） 続いて議席2番、相川忠夫君。

◇2番（相川忠夫君） 私は、議案第25号、平成31年度甘楽町介護保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、制度創設以来18年を経過し、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展しています。

町では、本年度から第7期の介護保険事業計画がスタートしました。前計画を継承し、

安心していきいきと暮らせる町づくりを計画の将来像と定め、取り組みを進めています。

特に現在の計画は、高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供できる取り組みを推進するものとなっています。そのためには、制度の持続可能性を確保しつつ、介護保険事業の円滑な運営を行っていかねばなりません。

本予算は、財源を確保しつつ、各種介護サービス提供に必要な予算額が計上され、また新たな介護予防事業実施を含んだ昨年度を上回る地域支援事業費も計上されるなど、第7期介護保険事業計画推進のため適切な予算額が確保されていると思います。

以上のことから勘案して、今後も地域包括ケアシステム構築に向けた一層の取り組みを要望しつつ、本予算は適切なものと考え、賛成討論といたします。

◇議長（佐俣勝彦君） ほかに討論の通告がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第29 議案第26号 平成31年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第29、議案第26号 平成31年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第30 議案第27号 平成31年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第30、議案第27号 平成31年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 3 1、議案第 2 8 号 平成 3 1 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 3 2、議案第 2 9 号 平成 3 1 年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。
質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 3 3 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 3 3、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第34 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第42、議員派遣の件について議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

○日程第35 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第35、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問1を議席5番富岡朝男君、登壇の上、質問願います。

◇5番（富岡朝男君） 私は「子どもと高齢者の交通安全対策を」、質問します。

交通安全対策は、人命の尊重と快適な生活環境を守るために、行政が積極的に取り組まなければならない施策であると考えます。そこで、交通弱者と言われる「子ども」と「高齢者」の交通安全対策についてお伺いします。

（1）として、平成29年第1回定例会で子ども総合保険の加入促進について、同僚議員から質問があり答弁されていますが、その後の加入状況についてお伺いします。

また、自転車による事故の損害賠償の保険制度のあり方を国土交通省で検討会が開か

れ、今後、地方自治体に対して条例を制定して加入を促進するよう働きかけると聞いていますが、町では条例化を進めているのでしょうか。

(2)として、高齢ドライバーによる交通事故が多く発生し、また、危険な運転も多く見られます。これらの防止対策は急務であると考えます。免許証の更新時の講習だけでなく、町でも日頃から運転実技を中心にした講習を開く必要があるのではないのでしょうか。何か考えがありましたらお答えください。

例として、運転技能の低下を防止するために、ドライビングシミュレーター（模擬運転装置）を使った講習等はどうでしょうか。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、富岡議員の子どもと高齢者の交通安全対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

子どもと高齢者の交通安全対策については、町、警察、交通安全協会などの交通関係団体が年4回実施をしている交通安全運動の中でも、最も重点を置いて実施をしておる事業の一つでもあります。

今年は統一地方選があるため、春の全国交通安全運動は5月11日から実施をされますけれども、その中でも子どもと高齢者の安全な通行の確保と、高齢運転者の交通事故防止が運動の重点でありまして、町といたしましても、高齢者対策として「にこにこ甘楽」で高齢者交通安全教室を実施いたします。

また、新年度の予算案の中でも説明させていただきましたけれども、新規の事業として、65歳以上の高齢者の方に先進安全自動車の購入費用を補助することにより、高齢者の事故防止、そして事故の際の被害の軽減を図りたいと考えているところであります。

子どもの交通安全対策としては、年度当初ということもあり、幼稚園から中学生まで、各段階に応じた交通安全教室を実施してまいります。今後も学校における交通安全に関する教育及び啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

質問いただきました詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 命によりお答えいたします。

まず、（１）の子ども総合保険の加入状況ですが、平成３０年度については、小学生が１７人、中学生が２０人加入しております。加入率は小学生が２．８％、中学生が６．１％です。

また、自転車保険加入に向けた条例化については、国土交通省の有識者検討会によりまして、３月末までに方向性が示されることになっておりますので、その結果を踏まえて、今後、検討したいと考えております。

先日の新聞で、県が新年度に自転車に乗る県民が損害賠償保険に加入しやすい仕組みを作るという報道がございました。県の交通政策課に問い合わせたところ、自転車保険を県民に紹介できるようにしたいそうで、保険加入の義務化についての条例化は現状では考えていないそうです。しかし、国の方向性が示されれば、条例化の検討をしたいということでした。

（２）の高齢ドライバーによる交通事故防止対策ですが、現在、町で実施している制度といたしましては、高齢者運転免許証自主返納支援補助金があります。

また、町長からもありましたように、高齢者の事故防止、事故の際の被害軽減を図るために、新年度から高齢者先進安全自動車購入補助制度を始めます。衝突被害軽減ブレーキや、アクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進抑制機能などを有する車両を購入する６５歳以上の高齢者の方を対象とする補助金制度です。

高齢者を対象とした、運転実技を中心にした講習については、富岡警察署の協力により、年に１回程度、交通安全期間中に実施しており、昨年も町の老人クラブから希望者を募り、高齢者１０名が西毛自動車教習所で講習を受けております。町単独で講習会をする場合には、県が運転適性検査を実施できる車両を保有しておりますので、その車両を借りて高齢者講習の実施を検討いたします。

今後も警察、安全協会等の交通安全関係機関とともに、子どもと高齢者の交通安全を進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

２回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇５番（富岡朝男君） それでは、２回目の質問をさせていただきます。

前に同僚議員が質問した時よりも、何か小学校も中学校も加入者が少なくなっているというような状況にあるようです。これ、何でこんなにあれかなという、やっぱり危険性

というんですか、このものが理解されていないかなというふうに思います。

私が見た新聞の中では、ちょっと古いかもしれないんですけど、何かいろいろ、9, 521万円ですとか、約1億に近い賠償金が裁判で、例が出ています。甘楽町でも塩畑堂の所で何年か前に、高校生がぶつかって、亡くなられた方がいらっしゃる。その結果が幾ら、どういうふうな結果が出たかちょっと知りませんが、高校なんかでは自転車で通う場合には保険に入らないとだめだとかいう話も聞いています。

中学校でだめだとか良いとかという話でなくて、県でも今度、条例化するようです。国土交通省の検討の結果も出るようですから、それらも併せて、町でも何か、義務化というのはなかなか難しいかもしれないんですけど、推奨するような条例、今ある交通安全条例の中にそういうものを取り入れていったらどうかなと私は思っています。

とにかく率を上げて、子どもが安心して乗れる、また、こういう事故があつてはならないんですけど、あつた時に対応できるようなことを進めていくということが必要ではないかと思しますので、ぜひその辺の進め方、条例化等をご検討いただきたいなというふうに思います。

それと先程、お年寄りの関係ですけれども、自分もそうですけれども、運転が非常に下手になってきて、バックで入れると曲がっちゃったりとか、いろいろあるんですけど、そうでなくてもっと年寄りの人が走っていると、「あれ、この人、大丈夫かな」というので後ろに付くことがあります。

そういう方を危険から守るためにも、やはり講習、運転技術の、技能の実践練習というんですか、そういうのをやっぱり県からの、それも年に何回か借りてやるとか。例えば、シミュレーターというのがさっきちょっと言ったんですけれども、あるんですけれども、これなんかは何か、西毛教習所へちょっと行って聞きましたら、「安いやつは100万円ぐらいで買えるよ」とか言うので、そこまでやるのが必要かどうかはちょっと別として、役場かどこかの一室に置いて、年寄りが来たらいつでも使って練習ができるような、そういうふうな方向性がとればもっと良いんじゃないかなというふうに私は思います。

そこまでのことは言いませんけれども、ぜひ、こういうものを使った練習を年に何回か計画してみてもどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 続いてご質問いただきました。

確かに、子どもたちに限らず、自転車での事故というのは非常に大きなことに繋がって

いるわけでありますので、先程課長が申しあげましたように、県の条例の進捗状況もあります。そういうものを勘案しながら、町でも条例化へ向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、高齢者の事故の関係ですけれども、確かに高齢になって、もう危ないからという話を家族から言われても、これがなければどうしようもないんだというので、なかなか返納に行かない人たちもまだまだいるわけであります。そういう人たちが事故を起こす前に、何らかの取り組みをとということの一番は、やっぱり返納が一番なんだと思いますけれども、返納できずに運転をしている人もいますから、そういう意味では高齢者の講習会に参加してもらおうとか、もしくは先程、課長が申しあげましたように県の自動車を借りてきて、それぞれの地域へ行って、地域に集まってもらって、そこで講習を行う、そういうことを積極的にこれから取り組んで、少しでも自覚の持てる運転ができるように努めていけるように、町も努力をしていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、議員の皆さんからの、いろいろな交通安全運動に対してのご指導をいただければありがたいと思うところであります。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 富岡議員。

◇5番（富岡朝男君） 町長からいろいろお答えいただきました。

ぜひ、交通弱者と言われる子どもと高齢者に、いろいろな施策を考えていただくということで、要望で、以上で終了いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

続きまして、質問2を議席2番相川忠夫君、登壇の上、質問願います。

◇2番（相川忠夫君） それでは、質問させていただきます。私は「町の水道事業について」、質問いたします。

甘楽町は雄川や大塩ダム等を水源として水道事業を行っております。雄川堰が名水百選に選ばれる程、きれいで豊かな水が古くから生活用水として利用されて、水に関しては豊かで困らない町と思われています。

しかし、近年は温暖化の影響か天候の変動が激しく、災害をもたらす程大雨の降る年もあれば、今年のように全く雨が降らず、水不足が懸念され、防災無線等により毎日節水をお願いしなければならない年もあり、どんな時も安定して生活用水を供給し続けることは大変難しい時代ではないかと思えます。

そこで、何点か伺います。

1、白倉浄水場大規模改修の状況について。

2、町上水道の埋設管の状況について（埋設管の総延長に対し、補修または交換が必要と思われる管の延長と今後の補修工事等の考え方）。

3、雨不足等により各水源の水がかれた場合の生活用水等の供給対策について。

以上、町のお考えをお聞かせください。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、相川議員の「町の水道事業について」のご質問にお答えいたします。

まず、おっしゃられますように、私たちが快適な生活と申しますか、生活を送る上で一番重要な水であります。安全で安定した水の供給、これは必要不可欠なものだというふうに考えております。

ご質問にありましたように、町の水道の水源は雄川水系の各水源が上水道の、まず轟の浄水場、そして秋畑の簡易水道、那須の簡易水道、国峰の簡易水道、各浄水場の水源となっております。また、白倉の浄水場は南牧川や鑓川を水源として、鑓川土地改良区の導水管や大塩貯水池などを介し、鑓川南2号幹線水路からの取水と、天引川と堂ノ入川を水源としておるところであります。

近年の異常気象による自然災害や渇水に対応するため、第5次総合計画に基づきまして、平成25年から石綿セメント管、いわゆる老朽管と言われるものであるかもしれませんが、白倉浄水場から尾野瀬橋付近までの300ミリの本管2.6キロの整備や、水不足の際にも対応するため、白倉の浄水場と轟の浄水場の連携を考慮した上野地区の高区配水池を更新いたしました。今後、32年、33年度には甘楽町最大の浄水場の白倉浄水場の大規模改修を予定しておるところであります。

町の水道をさらに安全・安心でおいしい上質な水道水を定期的に供給するために、今後も水道施設の整備と日々の水道管理を進めてまいります。

ご質問にありました白倉浄水場の大規模改修、そして町道の埋設管等の状況につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 水道課長。

◇水道課長（関口幸美君） 命によりお答えいたします。

ご質問の1番目の「白倉浄水場大規模改修の状況について」でございますが、白倉浄水場は昭和49年に供用開始をして以来、45年が経過しまして老朽化が進み、部分修繕では対応できなくなってきました。平成32年、33年度に安心・安全でおいしい上質な水道水を安定的に供給するため、大規模改修を予定するものであります。

具体的な改修内容といたしまして、レベル2震度（M6.5相当の直下型地震）に耐えられる施設とするため耐震補強、それから混和池・ブロック形成池攪拌機更新、沈殿池傾斜板更新、急速ろ過機改修、次亜注入設備更新、発電機更新、電気計装設備更新、中央監視設備更新、緊急通報装置更新、原水ポンプ室改修、管理棟改修等を予定しております。

平成31年度に行う実施設計後でないとは詳細な工事費は分かりませんが、概算の工事費で6億5,000万円を見込んでおります。

次に、ご質問の2番目の「町上水道の埋設管の状況について」でございますが、現在、上水道の50ミリ以上の配水管の総延長につきましては、平成30年3月31日現在で121.7キロメートルになっております。そのうち6.7キロメートルが石綿管、いわゆる老朽管でございます。残存率は5.5%になっております。年間、概ね300メートルから500メートルの2,000万円程度の事業費で更新をしていきまして、その後、32年度には公共下水道関連の水道管布設替え工事がほぼ終了いたしますので、老朽化の更新に力を入れて対応していければと考えております。15年後の平成45年度くらいには、石綿セメント管・老朽管をなくしていきたいと考えております。

次に、ご質問3番目の「雨不足により各水源の水がかれた場合の生活用水等の供給対策について」でございますが、本町の水源区域におきましては、雪解け水が期待できない地域になっております。そのようなことが無いように対応していきたいと、水がかれた場合、生活用水が不足するようなことの無いように対応したいと考えておりますが、万が一、水道水がどうしても不足する場合には、やむを得ず、給水制限にて時間を区切って給水する方法、夜間給水の停止、あるいは隔日給水、それから給水所の設置等で対応していきたいと考えております。

今後も水道事業に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇2番（相川忠夫君） 丁寧なご答弁をいただきました。

私は1つだけお願いがございます。

今般、報道の方で時々耳にすることでございます。大都市でもどこでも、やっぱり今の古い管を新しくするという事は、本当に莫大なお金がかかるということで聞いております。幸いにして、甘楽町の場合は早くに手を付け、少しずつ直していただいているということなので、本当に先手必勝かなというような考え方をやっていただいたとよく理解はしているんです。

でも、やっぱり町民の皆さんからすると、渇水期、その時にやっぱり、ちょっと節水のお願いと言われると、なかなか大変だなというようなことを思っているのではないかなと思っています。

それと、今、大きな都市でも、先程言ったように、官がやってきた水道事業を民に移すというようなことも言われ始めています。甘楽町ではそんなことは無いと思いますので、余分な心配かなと思っていますが、ぜひともこれからも町民のための良い水道であるように。本当に水道事業というものを守りながら、ますます発展をさせていっていただきたい。

そのようなことをお願いし、私の意見とさせていただきます。終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 回答はいいですかね。

◇2番（相川忠夫君） はい。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、相川忠夫議員の質問を終わります。

続きまして、質問3から質問5までを議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「国保税の減税をなど」「防災広場の設置など」、そして「外国人労働者支援などについて」、伺います。

まず、「国保税の減税をなど」です。

国民健康保険は欠かすことのできない社会保障制度のかなめをなすものです。住民の皆さんは、日頃から「健康管理」を行っていただき、医療費が低く維持されていると聞いています。いざ病気になった時には、まさに命綱となる国保です。

お金が無いと言い、低所得者からもたくさん集める。その結果、「滞納者」も多数生まれる。これは甘楽町だけでなく国全体の問題でありますので、双方での改善が必要だと思います。

私は、もはや時代遅れの考え方である、かつての「人頭税」のような「均等割」は無くした方が良くと思っています。「人頭税」は負担能力とは無関係に国民各人に一律に同額

を課する租税です。古代から近世まで広く行われた原始的租税形態の一つです。代表的な悪税とされてまいりました。18世紀から19世紀に大部分が廃止となっています。

そこで、伺います。

まず、均等割は廃止することが良いと思いますが、せめて子どもの分だけでも無くしてはいかがでしょうか。

2番目といたしまして、「所得割」は、今、町では8.2%となっていますが、県の平均6.6%に合わせてはいかがでしょうか。

そのためには一般財源を大胆に投入することが必要ですが、いかがでしょうか。

そして、国に対して要望をしていくことも大事だと思います。福祉医療へのペナルティーをやめること、国庫支出金を増やすこと、そして最高限度額を無くすことも大事ではないかと思いますが、町の考えを伺います。

次に、「防災広場の設置などについて」、伺います。

日本は「災害列島」とも呼ばれる程、毎年のように死傷者の出る災害が発生しています。この数十年間、甘楽町は幸いに大きな被害が無く過ごすことができました。これは大変素晴らしいことで、この先もずっと続いて欲しいものです。

しかし、災害は言うまでもなく、いつどのような形でやってくるかは分かりませんので、「備え」を怠ってはならないと思います。

そこで、災害広場などについて伺います。

まず、現在の状況、箇所数やそれぞれの機能を教えていただきたいと思います。

各地域に防災広場を設置することが大事だと思います。例えば、新しい消防庁舎の隣に造るとか、各住民センターや公民館に造ることも大事ではないでしょうか。

また、「福島北」広場にあずまやの設置をしてはいかがでしょうか。できれば複数必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

最後に、体育館は避難所となっています。エアコン設置とその周辺に防災広場を設置することなどが考えられると思いますが、いかがでしょうか。町の考えを伺います。

「外国人労働者支援などについて」、伺います。

昨年決まった「改定出入国管理法」では、今年の4月から外国人労働者を多数受け入れることが想定されています。現在、約24万人ですが、5年後には約150万人を想定しています。

国会の審議の中では「人手不足」が大きく叫ばれました。これを解消するには、まず

「少子高齢化の解消」が必要だと思います。安心して働ける職場と安定した収入が無ければ、家庭を持ったり子どもを産み育てることは非常に困難です。

私は、かつての日本のように、誰もが正社員になれ、派遣労働を禁止したり、年功序列賃金の復活、終身雇用制などで労働者の権利や立場が守られることが大事だと考えています。

外国人労働者や実習生に関しては、この間、たくさんの問題が明らかになりました。現在でもきちんとした対応ができるようにはなっていないと思います。

例えば、外国人労働者や実習生が「雇用の調整弁」になるのではないかな。

低賃金や重労働、そして無権利にされるのではないかな。

昨年度を上回る技能実習生の失踪。

人材ブローカーを排除する仕組みが作られていません。

そして、業種や規模は政府に白紙委任されるなどなどがあります。

そこで、伺います。

まず、外国人労働者や研修生の町内の近年の状況と現状を伺います。これは年別、国別や男女別、年数別などを伺えればと思います。

今年の4月以降、どのように推移すると予想されているか伺います。

また、相談窓口の設置、必要だと思いますがいかがでしょうか。

最後に、住民サービスについてのガイドブック（特にゴミ出しの方法など）を外国語で作る必要があると思いますが、いかがでしょうか。町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

質問3から質問5までを一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田議員から3つの質問をいただきました。

まず最初に、国保税の減税について、私からお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、国民健康保険は、保険給付等に要する費用を加入者の負担能力と受益の程度に応じて負担していただく、いわゆる国民健康保険税と、国・県・町の負担金で成り立っております。

今年度からは、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、運営の中心的な役割を担っていることはご存じのとおりであります。

国保税の減税につきましては、山田議員より平成29年第3回定例会でもご質問いただきました。

均等割につきましては、国民健康保険多子世帯支援事業による補助制度を創設しました。国保加入世帯において18歳以下の子どもが3人以上いらっしゃる多子世帯に対して、最年長の子どもから数えて3番目以降の子どもに関わる均等割相当額を補助金として、平成30年分から交付をいたします。

また、国の福祉医療へのペナルティー措置に対しましては、全国町村会等を通じて、「地方自治体の懸命な取り組みを阻害するものであり、直ちに廃止すべき」「国の責任において、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を構築すべき」を繰り返して要望してまいりました。

国では本年度より、未就学児までを対象とする医療費の助成についてはペナルティーを科さないこととなりましたけれども、国保の減額調整措置は子育て支援、そして少子化対策を行う町の努力に水を差すものであります。引き続き、町村会等を通じて国保の減額調整措置廃止を求めてまいりたいと思っております。

その他のご質問、細かいご質問がございましたので、この後は担当課長から、その部分についてはお答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、防災広場の措置については私からお答えできる部分についてお答えをしたいと思います。

山田議員のおっしゃるように、毎年のように死傷者が出る災害が発生をしております。特に、昨年は北海道の胆振東部地震をはじめとする大きな地震や火山の噴火、台風や豪雨による土砂災害など、全国各地で発生をいたしました。そういう意味では、甘楽町でもいつ災害が起きてもお不思議ではありません。

ご質問の防災広場についてでありますけれども、現在、「防災広場」と名のついた広場は福島の神明山防災広場と、福島北防災広場の2カ所のみであります。その他に甘楽総合公園、そして小幡小学校、防災交流センターには防災倉庫等を備えておりますし、また、旧秋畑小学校に災害備蓄品、食品と物品等を収納しています。それぞれの施設に広場、そして校庭等がありますので、これらについても防災広場と言えるのではないかなというふうに思っているところであります。

ご質問の詳細につきましては、これも担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、外国人労働者の支援の質問をいただきました。

初めに、1番目の外国人労働者・研修生の町内の近年と現状、いわゆる年別、国別、男女別、年数別などについてのご質問でございますけれども、本年3月1日現在の外国人の住民登録者数は150人です。町の人口に占める割合は1.1%となっております、3年前の平成28年3月1日現在と比較しますと72人増加をして、約1.9倍になっております。そのうち、在留資格から外国人労働者、技能実習生として判別できる人数は98人で、3年前と比較しますと65人増加し、約3倍となっております。

それらの人の多い国順には、ベトナムで31人、スリランカが16人、中国が15人、フィリピンが13人、ネパールが12人、その他7カ国で11人となっております、男女別では男性が多く81人、女性が17人でございます。

次に、2番目の4月以降、どのように推移すると予想されているかのご質問でありますけれども、富岡公共職業安定所管内の本年1月の有効求人倍率は2.14倍で、全国の1.63倍、群馬県平均の1.78倍を上回っており、人手不足が深刻化しておりますことと、先程申し上げましたようにここ3年で外国人労働者が3倍になっておりますことから、4月以降も増加するのではないかと予想をしておるところでございます。

次に、3番目の相談窓口の設置が必要だということでございますが、現状では相談窓口の多言語対応での設置は、人材確保や財政面等で難しいと考えています。

しかし、外国人労働者が言語や文化、そして生活習慣の違い等から地域社会になじめない事例も見受けられますので、引き続きそれぞれの事業所と連携をして地域住民の理解と協力を得られるように支援をしていきたいと考えております。

また、甘楽町国際交流振興協会とも連携をして、町内在住の外国人と町民との交流機会の拡充を図り、言語や文化、そして生活習慣等の支援を行うなど相互理解を深め、外国人はもちろんのこと、すべての町民が安心して快適に暮らしていけるように、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、4番目の住民サービスについてのガイドブック、特にゴミ出し等のことでもありますけれども、多国語で作る必要があると思うがどうかと質問いただきました。

本年3月1日現在の外国人の住民登録は、先程申し上げましたように150人で、登録人数の多い国順には、中国がやっぱり43人、ベトナムが34人、フィリピンが19人、ネパールが18人、スリランカが16人、その他14カ国で20人となっております。

町では外国人用の「ゴミの出し方等のガイドブック」を現在、英語版と中国語版の2種

類を用意して、窓口にお越しいただいた際に、ゴミの種類、ゴミの指定袋、ゴミの分別の方法、収集場所、全般に説明をしながら配布をしているところであります。

4月以降、さらに外国人の登録者数は増加すると考えられますが、すべての外国人に対応するのは困難と考えますので、現状で登録人数の多い「ベトナム人」対応のガイドブックを検討したいと考えています。

今後、町としても増加する外国人の人たちに対して、親身で親切な対応を行ってまいりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 副町長。

◇副町長（森平仁志君） それでは、命によりまして「国保税の減税を」などについてのご質問にお答えをいたします。

最初のご質問、「『均等割』は廃止することが良いと思うが、せめて子ども分を無くす」について、お答えをさせていただきます。

均等割につきましては、先程もありましたが、平成29年第3回定例会においてもご回答をさせていただきました。被保険者の多い、加入者の多い世帯は税の負担も多くなるというのですが、その分、受益も多くなり、ご負担をお願いするという考え方のもとで、法で定められております。均等割を廃止することは、県が共同保険者となった県下の国保の状況を見極めながらとなりますけれども、制度上の問題もあり、現状ではできないと考えております。

しかしながら、ご案内のとおり、所得の低い世帯に対しましては、均等割の2割、5割、7割の軽減措置が行われ、現状では約5割の世帯で軽減を受けていらっしゃいます。

また、町長の答弁にもありましたとおり、子育て支援の観点から、本年度より国民健康保険多子世帯支援事業によりまして、均等割相当額の補助制度を創設いたしました。本事業の推移を見ながら、対象の拡充も含め、今後、また検討をしていきたいと考えております。

さらに、町村会等を通じまして、子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設を国に要望もしております。

続いて、2番目のご質問「『所得割』は県の平均に合わせる」、また、3番目のご質問「そのためには一般財源を大胆に投入する」についてお答えをさせていただきます。

現状では、一般会計からの法定外における繰り入れを行うことなく町の国保事業の財政

運営ができています。今後も財政状況等を的確に把握しながら、そして将来を見極めて、県の提示する標準税率に基づき、必要に応じて所得割、平等割、均等割の税率改正を検討してまいりたいと思います。

一般会計からの法定外の繰入金につきましては、国は、現在計画的な繰り入れの削減・解消を打ち出しております。また、国保加入者以外の町民の皆さんに対する税の公平性に欠けるという側面もございます。

こういった点から、今後も一層の保健事業推進による医療費の抑制や、医療保険の適用の適正化対策等によりまして、一般会計からの法定外の繰入金を行わずとも運営できる国保の財政基盤確立に努めてまいりたいと思います。

最後のご質問、「国に要望をする」についてお答えをさせていただきます。

「福祉医療へのペナルティーをやめること」につきましては、町長がお答えをさせていただきました。

「国庫支出金を増やすこと」につきましては、福祉医療ペナルティー同様に毎年、国へ予算要望として町村会を通じて要望しております。今後も継続して要望してまいりたいと思います。

「最高限度額を無くすこと」につきましては、現在、県下すべての市町村が法定賦課限度額を適用させています。納税意欲に与える影響等から、一定の限度額が設けられております。最高限度額は、世帯での加入者数や自治体での所得水準の状況等によりまして、その影響は各市町村でそれぞれとなっております。

こういった状況もありまして、最高限度額につきましては、国レベルでも議論がなされている状況です。町といたしましても、その動向を注視しながらとなりますが、現状では法定額を適用させていただきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。ご理解の程、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（富田 浩君） 「防災広場の設置などについて」のご質問に、命によりお答えいたします。

まず、①の防災広場の現在の状況ですが、防災倉庫を備えた広場は、先程、町長からありましたように6カ所になります。そのうち、旧秋畑小学校を除く5カ所には浄水機と耐震性貯水槽がありまして、災害時に飲料水が確保できます。

また、それぞれの施設が指定避難所と隣接しており、災害時の一時的な避難場所として利用できる他、支援物資の受け渡しや、福島北防災広場には防災用トイレ、救助用の資機材、炊き出し釜など避難生活に必要なものも備えております。

②の各地域に広場を設置については、新消防庁舎、現在、甘楽分署を建設するところですが、新消防庁舎の隣には多目的広場を建設する予定ですので、トイレや災害用かまどベンチを設置して、防災広場としての機能を有するものにしたいと考えております。その他、各住民センターや公民館には防災広場の設置は考えておりません。

③の福島北防災広場にあずまやの設置についてですが、現状では考えておりません。

最後に④体育館のエアコン設置につきましては、昨年9月の定例会でも山田議員から熱中症対策として必要ではないかと一般質問をしていただきました。その時と同じになりますが、多額の費用も必要になると思われまますので、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

質問3について2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） まず、①なんですけれども、子ども、3人目からの均等割が補助金という形で、実質ゼロというんですか、負担がなしということ。群馬県で初めてだという話を聞きました。本当に素晴らしいことだなというふうに思っています。

ぜひ、そういう良いことはどんどん進めていっていただいて、現在、たしか二十数件だったのでしょうか、件数とすると少ないわけなので、子どもは町の宝という町長の考え方からすると、やっぱりこれは、いろいろなことがあるかもしれませんが、ぜひ、3人目以降がそういう形になるのがヒットだとすれば、ぜひホームランを打っていただいて、全国の進んだ所が今、二十数カ所あるらしいんですけど、そこに肩を並べられるような施策にさせていただくと、本当に良い町かなということになってくると思いますので、ぜひ、再び要望をさせていただきます。

それと②なんですけれども、今のところ所得割は8.2%、何年か前は全体を見ると国税の額が、群馬県の中で2番目か3番目ぐらいだったんですね。この間、いろいろ数字が動きまして、平等割、均等割、所得割、全部集めると、群馬県で一番高くなってしまったんです、甘楽町が。

そういうこともあって、イメージとしてはそんなに高くないように思われているかもしれませんが、県の平均から見たり、他の市町村から見ると、やっぱり随分高い設定になっ

ています。これは、先程ちょっと言いましたが、住民の皆さんが健康管理をして、国保税をあまり使わずに済んでいる町としては、やっぱり考えるべきだと思うんですね。ぜひ、検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

④については、いろんな、町村会を通してとかというのがありますが、町独自でもそうですし、前回、違う場でも話をさせてもらいましたけど、県の町村会長でも頑張っておられますので、その辺りの手腕を発揮していただいて、群馬県全部でも、ぜひ足並みをそろえて話をするように、町村会だけでなく市の方も含めて取りまとめていただけると、群馬県中の人喜んでくれるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 2回目の質問をいただきました。

それぞれ、認めていただいた所もあるわけでありましてけれども、これからもより一層、住民の皆さん、最後の砦だとよく言われますけれども、国保の推進、国保税、そして国への要望等については積極的に行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問、ございますか。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（佐俣勝彦君） じゃあ、4番について2回目の質問をお願いします。

◇12番（山田邦彦君） ①については了解です。

②についてなんですが、やはり備えあれば憂いなしという言葉もありますので、全部が全部、一遍には難しいと思うんですが、ぜひそういうふうなことも視野に入れて、計画を立てていただいて、いわゆる防災広場を町中に造っていただければうれしいなと思います。ぜひ、そういった計画などを立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

③については、立派な公園ができたんですが、実は私の家の近くということもあって、いろんな人が意見を言ってくれるんですね。暑い日、寒い日、いろんな日にあそこにとどまるというか、子どもたちと遊んだりとか、休憩したりとかってしたい時に、やっぱり日陰が無いので、あるいは風よけも無いので、ゆっくりできない。せっかくの広場を造っても、そういうふうな状況があるので、あずまやだと日陰はできますけど、防風はできないんですが、その辺りも含めてぜひ計画に入れていただければうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

④なんですけれども、要するに今までのお話ですと、お金のことだけみたいですよ、難しいという理由は。必要性は分かっているようなので、ぜひお金の、全部と一緒に、一遍に造るとか、うんと豪華なものをというふうにすると、やっぱり無理が来ると思うんですが、これもやっぱり計画的に設備をしていけば熱中症対策にもなりますし、避難所としての機能もできますし、この間は卒業式、入学式がありますが、やっぱり冷暖房といいますか、エアコンの設置は必須ではないかなと思いますので、ぜひ。

同じことなんです、計画的に、①から④まで同じなんです、テーブルに乗せていただいて検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） そういった質問をいただきましたけれども、今、話がありましたように、それぞれをテーブルの下に置いたという思いはしておりません。テーブルにそれぞれ乗せて、これからも検討をしていくつもりでありますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） よろしいですか。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解です。

◇議長（佐俣勝彦君） 続きまして、それでは質問5について2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） ①は了解しました。

②なんですけれども、増えると思うという話なんです、政府の考え方ですと、爆発的に増えることになるわけですよ。どこの人がどれだけ増えるとかというのは、町としては受ける方ですから、そういうのが決められない、どこからどんな人が来ていただけるのかということも分からないわけですよ。

そういう時に、③と④も含めてなんです、現在、先程、何か国から来てもらっているというふうな人がいるわけなので、今の時点で、やっぱり上手になんですよ、集まってもらってと言うと変ですけど、ベトナム語が分かる人、スリランカは何語だか私は知りませんが、いろんな国の言葉が必要になってくるわけなので。現在、そういう人たちがいらっしゃるわけなものですから、ぜひその辺りを上手に、有機的にというか、集まっただいて、基本の甘楽町の情報があるわけなんですけど、それを訳してもらおうとか、町で通訳ですとか、通訳できる人を雇ったり養成したりというのは難しいことだと思いますので、そういう人に協力していただいて、一緒にガイドブックを作るということもそんなにコ

ストがかからずにできることだと思いますので、そういうことを。

4月からのことに対してはすぐすぐにはできないかもしれませんが、もう数年後にはたくさんの人たちが来るという政府の見解がありますので、ぜひそういう形にして、検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程申し上げました人数につきましても、職業安定所といいますか、そちらの公式な数字でなくて、そちらでは町の数字は分からないということでありましたので、私どもの住民登録といいますか、在留に来た人達で、現に技能実習生といいますか、そういう人だろうというものを出した数字が、その数字であります。

その他にまだかなりの人がいろんな形で来ているわけありますから、そういう人たちが甘楽町で暮らしている時に、安心して暮らせる仕組みを作ってやるのがまずは必要なんだろうというふうに思っています。

ですから、そういう意味合いからして、国際交流振興協会などと協力なり連携をしながら、そういう人たちを集めて、先程言いましたように、私たちの国はこういう制度だから、こういうガイドブックが必要なんだというような意見もそういう人たちから聞きながら、また、そういう人たちの協力を得ながら、それを進めていくことが必要だろうというふうに思っているところであります。

確かに新しい在留資格で、特定技能と、熟練した技術が必要な人の呼び込みといいますか、始まるわけありますけれども、それは町がするのではなくて、それぞれの企業がやってくれるわけですから、企業任せで良いかというところでいろんな話が出てくるんだと思うんです。やっぱり企業で働く人というのは一時は町民になるわけですから、それと同じように、山田議員が言われますように、そういう人たちも一緒に生活して頑張っていけるような仕組みを作っていくことが必要だろうということは同じ考えでありますので、よろしく願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目。

◇12番（山田邦彦君） 西毛地区ではそれ程問題になっていないみたいなんですが、現在で、いわゆる東毛の地域ですと、訴訟、裁判にかけられている事件が幾つもあるらしいんですね。それはやっぱり行政じゃなくて企業と研修生の間で言った、言わないとか、いろんな意味で労働協約もそうですし、就業規則もそうですし、きちんと結ばなくて、あるいは同じ言葉なんだけど解釈が違って、勘違いといったら良いんでしょうか、要するに日

本の企業の方が、働いてくれる人に不利益なことをしてしまっているという例がたくさん聞かれているわけです。中には命を落とす方もいらっしゃるみたいなので、ぜひ、企業の人も含めてと先程町長に言っていただいたので、それもやっぱり上手に、町と、働いてくれる人と、企業と、何か今の言葉でいうと寄り添いながら話を進めていただければうれしいなと思います。

以上です、要望です。

◇議長（佐俣勝彦君） これをもちまして、一般質問が終了いたしました。

○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 平成31年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 平成31年第1回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り誠にありがとうございました。本議会にご提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案のとおりご議決、ご同意いただき誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議員の皆様は来る4月26日を持ちまして任期満了となりますが、この4年間、町政

に対し一方ならぬご指導とご支援を賜りましたことに、改めて衷心より厚くお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

本会議、全員協議会などで皆様から寄せられました数々のご意見ご提言等を念頭におき、町政執行に努めてまいり所存ですので、今後ともご指導ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

開会の挨拶で申し上げましたが、平成30年度も締め括りを迎え、新年度には新しい元号となります。しかし、行政は留まることなく切れ目なく続いていきますので、職員と一丸となり新しい年度を元気にスタートさせ、積極果敢に取り組んでまいります。是非とも、議員をはじめ町民の皆様のお力添えを賜りたいと存じます。

また、春本番を迎え「キラッとかんら観光キャンペーン」で多くのイベントを計画しております。議員の皆様もご参加し盛大に開催できますよう、ご指導いただければありがたく思うところでございます。

そして、4月には統一地方選挙を迎えます。次期におかれましても、議員の皆様の豊富な知識と卓越した手腕を引き続き町政に賜ることができれば、この上ない幸せと存じております。皆様そろって、ご当選の榮譽を勝ち取られることを心からご期待申し上げます。

本日は傍聴者の皆様にお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただきましてありがとうございました。今後におきましても、議会や町政に関心を高めていただきますようお願い申し上げます。

季節の変わり目でありますので、皆様にはご健康に留意され、益々ご活躍を賜りますようご祈念申し上げ閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会した今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力をたまわり、本日、無事に閉会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、平成31年度一般会計予算及び各特別会計予算を始め重要な条例や人事案件など、多くの案件をご審議していただき、上程された全議案の議決を得ることができました。

執行各位におかれましては、議員各位から出されました意見、要望につきましては、

意に適(かな)う、より効率的な業務執行に努められますよう、強く期待をしております。

傍聴席の皆さんには、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。

私ども議会は「信頼される議会」、「開かれた議会」を目指し、町当局、町民の皆様と力を合わせ、町政の課題に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後においても議会に関心を高めていただき、再度傍聴いただければ幸いです。

なお、私ども第15期議員は、4月26日で任期を迎えます。引き続き町政に参画するために、4月21日の町議会議員選挙に立候補されます議員各位には、お互いが戦いの相手となります。厳しい選挙戦に勝ち抜き、再び、この議場においてお逢いできますよう、心からご祈念申し上げます。

最後に、当町の益々のご発展とご参会の皆さんのご多幸、ご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成31年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時14分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 中 里 芳 久

署名議員 山 田 邦 彦